

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変世帯分】

記入例

〈おもて面〉

○「石巻市エネルギー... 予期せず令和5年1月から令和5年12月までに家計が急変し、収入が減少した場合を記入してください。収入の減少が定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本支援金の対象とはなりません。

① 下記に関連ない

私の世帯は、予期せず家計が急変し、収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少が定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本支援金の対象とはなりません。

①欄の扶養する者の数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載し、下の(早見表)から、扶養人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、その額を⑦欄に記入してください。

非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄の方が低ければ支給対象となります。(うら面は記入不要)

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」

(フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入減少のあった月	給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】	年間収入見込額 D×12	非課税相当 収入限度額
イシマキ タロウ 石巻 太郎	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 4 月	110,000 円	0 円	0 円	1,320,000 円	1,560,000 円
イシマキ ハナコ 石巻 花子	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 4 月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
イシマキ ジロウ 石巻 次郎	0 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 6 月	0 円	100,000 円	0 円	1,200,000 円	1,000,000 円

収入で申請する場合の記入例 (うら面の記入不要)

所得で申請する場合の記入例 (うら面の記入必要)

非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄の方が高いため、うら面の所得による申請となります。引き続き、うら面を記入し、再度計算してみてください。

⑥1,200,000 > ⑦1,000,000
↓
うら面の所得による申請となる。

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を届け出ている人数
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェックしてください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- ④ 「収入減少のあった月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年12月までの収入減少のあった月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※年金収入がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課税されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を転記してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない(0名)場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.9万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

⇨ これを超える場合は、上段の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、うら面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、おもて面の申立書の中で⑦の額より⑥の額が大きい方「⑥>⑦」について記入してください。

氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1					円	円
2					円	円
3					円	円
イシマキ ジロウ	1,200,000		900,000		300,000	450,000
石巻 次郎						
5					円	円

収入で申請する場合うら面は記入不要

おもて面の⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

各欄に該当する控除額を記入してください。

所得で申請する場合の記入例

年間所得見込額(⑪欄)が非課税所得限度額(⑫欄)を下回れば支給対象となります。
 $⑪300,000 < ⑫450,000$
 ↓
 所得による判定により、支給対象となる。

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、おもて面の年間収入見込額を記入してください。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、記入してください。
 - ①おもて面のA×12の額(給与収入分)が、10万円未満の場合 → 0円
 - ②おもて面のA×12の額(給与収入分)が、10万円以上16万円未満の場合 → 5万円
 - ③おもて面のA×12の額(給与収入分)が、16万円以上22万円未満の場合 → 10万円
 - ④おもて面のA×12の額(給与収入分)が、22万円以上28万円未満の場合 → 15万円
 - ⑤おもて面のA×12の額(給与収入分)が、28万円以上34万円未満の場合 → 20万円
 - ⑥おもて面のA×12の額(給与収入分)が、34万円以上40万円未満の場合 → 25万円
 - ⑦おもて面のA×12の額(給与収入分)が、40万円以上46万円未満の場合 → 30万円
 - ⑧おもて面のA×12の額(給与収入分)が、46万円以上52万円未満の場合 → 35万円
 - ⑨おもて面のA×12の額(給与収入分)が、52万円以上58万円未満の場合 → 40万円
 - ⑩おもて面のA×12の額(給与収入分)が、58万円以上64万円未満の場合 → 45万円
 - ⑪おもて面のA×12の額(給与収入分)が、64万円以上70万円未満の場合 → 50万円
 - ⑫おもて面のA×12の額(給与収入分)が、70万円以上76万円未満の場合 → 55万円
 - ⑬おもて面のA×12の額(給与収入分)が、76万円以上82万円未満の場合 → 60万円
 - ⑭おもて面のA×12の額(給与収入分)が、82万円以上88万円未満の場合 → 65万円
 - ⑮おもて面のA×12の額(給与収入分)が、88万円以上94万円未満の場合 → 70万円
 - ⑯おもて面のA×12の額(給与収入分)が、94万円以上100万円未満の場合 → 75万円
 - ⑰おもて面のA×12の額(給与収入分)が、100万円以上106万円未満の場合 → 80万円
 - ⑱おもて面のA×12の額(給与収入分)が、106万円以上112万円未満の場合 → 85万円
 - ⑲おもて面のA×12の額(給与収入分)が、112万円以上118万円未満の場合 → 90万円
 - ⑳おもて面のA×12の額(給与収入分)が、118万円以上124万円未満の場合 → 95万円
 - ㉑おもて面のA×12の額(給与収入分)が、124万円以上130万円未満の場合 → 100万円
 - ㉒おもて面のA×12の額(給与収入分)が、130万円以上136万円未満の場合 → 105万円
 - ㉓おもて面のA×12の額(給与収入分)が、136万円以上142万円未満の場合 → 110万円
 - ㉔おもて面のA×12の額(給与収入分)が、142万円以上148万円未満の場合 → 115万円
 - ㉕おもて面のA×12の額(給与収入分)が、148万円以上154万円未満の場合 → 120万円
 - ㉖おもて面のA×12の額(給与収入分)が、154万円以上160万円未満の場合 → 125万円
 - ㉗おもて面のA×12の額(給与収入分)が、160万円以上166万円未満の場合 → 130万円
 - ㉘おもて面のA×12の額(給与収入分)が、166万円以上172万円未満の場合 → 135万円
 - ㉙おもて面のA×12の額(給与収入分)が、172万円以上178万円未満の場合 → 140万円
 - ㉚おもて面のA×12の額(給与収入分)が、178万円以上184万円未満の場合 → 145万円
 - ㉛おもて面のA×12の額(給与収入分)が、184万円以上190万円未満の場合 → 150万円
 - ㉜おもて面のA×12の額(給与収入分)が、190万円以上196万円未満の場合 → 155万円
 - ㉝おもて面のA×12の額(給与収入分)が、196万円以上202万円未満の場合 → 160万円
 - ㉞おもて面のA×12の額(給与収入分)が、202万円以上208万円未満の場合 → 165万円
 - ㉟おもて面のA×12の額(給与収入分)が、208万円以上214万円未満の場合 → 170万円
 - ㊱おもて面のA×12の額(給与収入分)が、214万円以上220万円未満の場合 → 175万円
 - ㊲おもて面のA×12の額(給与収入分)が、220万円以上226万円未満の場合 → 180万円
 - ㊳おもて面のA×12の額(給与収入分)が、226万円以上232万円未満の場合 → 185万円
 - ㊴おもて面のA×12の額(給与収入分)が、232万円以上238万円未満の場合 → 190万円
 - ㊵おもて面のA×12の額(給与収入分)が、238万円以上244万円未満の場合 → 195万円
 - ㊶おもて面のA×12の額(給与収入分)が、244万円以上250万円未満の場合 → 200万円
 - ㊷おもて面のA×12の額(給与収入分)が、250万円以上256万円未満の場合 → 205万円
 - ㊸おもて面のA×12の額(給与収入分)が、256万円以上262万円未満の場合 → 210万円
 - ㊹おもて面のA×12の額(給与収入分)が、262万円以上268万円未満の場合 → 215万円
 - ㊺おもて面のA×12の額(給与収入分)が、268万円以上274万円未満の場合 → 220万円
 - ㊻おもて面のA×12の額(給与収入分)が、274万円以上280万円未満の場合 → 225万円
 - ㊼おもて面のA×12の額(給与収入分)が、280万円以上286万円未満の場合 → 230万円
 - ㊽おもて面のA×12の額(給与収入分)が、286万円以上292万円未満の場合 → 235万円
 - ㊾おもて面のA×12の額(給与収入分)が、292万円以上298万円未満の場合 → 240万円
 - ㊿おもて面のA×12の額(給与収入分)が、298万円以上304万円未満の場合 → 245万円
- ⑨「事業収入等の経費」欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、記入してください。
 - ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
 - ②帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、記入してください。
 - (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%+27.5万円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%+68.5万円
 - (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%+27.5万円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%+68.5万円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算のうえ、記入してください。

$$⑪ \text{年間所得見込額} = ⑥ \text{年間収入見込額} - (⑧ \text{給与所得控除額} + ⑨ \text{事業収入等の経費} + ⑩ \text{公的年金等控除})$$
- ⑫「非課税所得限度額」には、おもて面①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、おもて面①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない(0名)場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

【ご注意】
 世帯員、それぞれ計算した結果、ひとりでも⑫欄より⑪欄の方が高い方がいる場合、本支援金の対象とはなりません。

⇨ これを超える場合は、上段の被扶養者の人数に応じた区分を適用